

日光市地域公共交通等支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により人々の移動が制限されている中、公共交通事業者として事業継続に努めてきた交通事業者に対し、今後の事業継続を支援することにより、市民の移動手段の維持及び確保を図るために交付する日光市地域公共交通等支援金（以下「支援金」という。）について、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 交通事業者 乗合バス事業者、貸切バス事業者及びタクシー事業者をいう。
- (2) 乗合バス事業者 市内において乗合バス事業（道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。）を經營する者をいう。
- (3) 貸切バス事業者 市内において貸切バス事業（法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を經營する者をいう。
- (4) タクシー事業者 市内においてタクシー事業（法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。以下同じ。）を經營する者をいう。
- (5) 乗合バス路線 法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行であって、市内において運行する路線をいう。
- (6) 乗合バス車両 法第2条第8項に規定する事業用自動車のうち、乗合バス路線に供する車両をいう。ただし、専ら高速バス車両（道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送に供する車両をいう。）及び県、市町村等からの委託を受けて運行する車両を除く。
- (7) 貸切バス車両 法第2条第8項に規定する事業用自動車のうち、市内において貸切バス事業に供する車両をいう。
- (8) タクシー車両 法第2条第8項に規定する事業用自動車のうち、市内においてタクシー事業に供する車両をいう。ただし、専ら福祉輸送事業限定に使用する車両及び県、市町村等からの委託を受けて運行する車両を除く。

(支援対象者)

第3条 支援の対象となる者(以下「支援対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する交通事業者とする。

- (1) 市内に本店又は営業所(法第5条第1項第3号の事業計画に定める営業所をいう。)を有していること。
- (2) 令和3年4月1日において、事業を営んでいたこと。
- (3) 支援金の交付申請の日において、休業又は廃業していないこと。
- (4) 市税及び公共料金を完納していること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる交通事業者の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 乗合バス事業者 乗合バス車両の数に5万円を乗じて得た額
- (2) 貸切バス事業者 貸切バス車両の数に5万円を乗じて得た額
- (3) タクシー事業者 タクシー車両の数に2万円を乗じて得た額

2 前項の乗合バス車両、貸切バス車両及びタクシー車両の数は、支援金の交付申請の日において、支援対象者が保有する車両のうち、市内に使用の本拠の位置を有する車両(休車しているものを含む。)の数とする。ただし、当該支援金の交付申請の日における車両の数が、令和3年4月1日における車両の数を上回る場合、当該日における車両の数とする。

3 前2項の規定にかかわらず、運行範囲に市外を含む乗合バス車両の数は、乗合バス路線1系統につき1台とする。

(交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする支援対象者は、日光市地域公共交通等支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の許可を受けていることを証する書類の写し
- (2) 対象車両の車検証又は運輸支局の許可を受けている対象車両の台数が確認できる書類の写し
- (3) 同意書及び誓約書(様式第2号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに審査を行い、交付を決定したときは、支援金を交付するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。